

変更後					変更前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関する事業 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関する事業 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 1. 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業 ○事業内容 市街地再開発事業 地区面積約1.6ha 建築面積約5,400㎡ ○実施時期 平成23年度～ 平成29年度	豊田市駅前通り北地区市街地再開発(準備)組合	本事業は、商業店舗、アミューズメント施設、高齢者福祉施設及び住居棟の整備が予定されている。スタジアムアベニューの形成に向けて実施してきた駅周辺再開発の一環であり、市街地の整備改善、都市機能の集約、まちなか居住の推進等を図るために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量及び居住人口の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) ○実施時期 平成23年度～ 平成29年度		○事業名 1. 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業 ○事業内容 市街地再開発事業 地区面積約1.6ha 建築面積約5,400㎡ ○実施時期 平成23年度～平成28年度	豊田市駅前通り北地区市街地再開発(準備)組合	本事業は、商業店舗、アミューズメント施設、高齢者福祉施設及び住居棟の整備が予定されている。スタジアムアベニューの形成に向けて実施してきた駅周辺再開発の一環であり、市街地の整備改善、都市機能の集約、まちなか居住の推進等を図るために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量及び居住人口の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) ○実施時期 平成23年度～平成28年度	
○事業名 2. 無電柱化事業					○事業名 2. 無電柱化事業				
○事業名 3. 市道蔵前陣中線整備					○事業名 3. 市道蔵前陣中線整備				
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略 (4) 国の支援措置がないその他の事業 略					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略 (4) 国の支援措置がないその他の事業 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関する事業 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関する事業 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 【再掲】 1. 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開	豊田市駅前通り北地区市街地再開発(準備)	本事業は、商業店舗、アミューズメント施設、高齢者福祉施設及び住居棟の整備が予定されている。スタジアム	○支援措置の内容 地域介護・福祉空間整備等施		○事業名 【再掲】 1. 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開	豊田市駅前通り北地区市街地再開発(準備)	本事業は、商業店舗、アミューズメント施設、高齢者福祉施設及び住居棟の整備が予定されている。スタジアム	○支援措置の内容 地域介護・福祉空間整備等施	

発事業 ○事業内容 市街地再開発事業 地区面積約 1.6ha 建築面積約 5,400 m ² ○実施時期 平成 23 年度～ <u>平成 29 年度</u>	組合	アベニューの形成に向けて実施してきた駅周辺再開発の一環であり、市街地の整備改善、都市機能の集約、まちなか居住の推進等を図るために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量及び居住人口の増加に寄与する。	設整備交付金 ○実施時期 平成 23 年度～ <u>平成 29 年度</u>	
---	----	---	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容 略

(1) 法に定める特別の措置に関する事業 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 【再掲】 1. 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業 ○事業内容 市街地再開発事業 地区面積約 1.6ha 建築面積約 5,400 m ² ○実施時期 平成 23 年度～ <u>平成 29 年度</u>	豊田市駅前通り北地区市街地再開発（準備）組合	本事業は、商業店舗、アミューズメント施設、高齢者福祉施設及び住居棟の整備が予定されている。スタジアムアベニューの形成に向けて実施してきた駅周辺再開発の一環であり、市街地の整備改善、都市機能の集約、まちなか居住の推進等を図るために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量及び居住人口の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） ○実施時期 平成 23 年度～ <u>平成 29 年度</u>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容	実施主体	目標達成のための	国以外の支援	その他
--------	------	----------	--------	-----

発事業 ○事業内容 市街地再開発事業 地区面積約 1.6ha 建築面積約 5,400 m ² ○実施時期 平成 23 年度～平成 28 年度	組合	アベニューの形成に向けて実施してきた駅周辺再開発の一環であり、市街地の整備改善、都市機能の集約、まちなか居住の推進等を図るために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量及び居住人口の増加に寄与する。	設整備交付金 ○実施時期 平成 23 年度～平成 28 年度	
---	----	---	--------------------------------------	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容 略

(1) 法に定める特別の措置に関する事業 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 【再掲】 1. 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業 ○事業内容 市街地再開発事業 地区面積約 1.6ha 建築面積約 5,400 m ² ○実施時期 平成 23 年度～平成 28 年度	豊田市駅前通り北地区市街地再開発（準備）組合	本事業は、商業店舗、アミューズメント施設、高齢者福祉施設及び住居棟の整備が予定されている。スタジアムアベニューの形成に向けて実施してきた駅周辺再開発の一環であり、市街地の整備改善、都市機能の集約、まちなか居住の推進等を図るために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量及び居住人口の増加に寄与する。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） ○実施時期 平成 23 年度～平成 28 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容	実施主体	目標達成のための	国以外の支援	その他
--------	------	----------	--------	-----

及び実施時期		位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	の事項
○事業名 【再掲】 1. 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業 ○事業内容 市街地再開発事業 地区面積約 1.6ha 建築面積約 5,400 m ² ○実施時期 平成 23 年度～平成 29 年度	豊田市駅前通り北地区市街地再開発（準備）組合	本事業は、商業店舗、アミューズメント施設、高齢者福祉施設及び住居棟の整備が予定されている。スタジアムアベニューの形成に向けて実施してきた駅周辺再開発の一環であり、市街地の整備改善、都市機能の集約、まちなか居住の推進など図るために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量及び居住人口の増加に寄与する。		他の章に係る支援措置は別途記載
○事業名 24. 商業・サービス機能誘致奨励事業				
○事業名 25. まちなかオフィス等誘致・新規雇用促進事業				
○事業名 26. NPO等連携事業				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 法に定める特別の措置に関する事業 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 略
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 29. 基幹バス路線運行事業				
○事業名 30. 共通ICカード導入事業 ○事業内容 おいでんバスで利用できる共通ICカードの導入	豊田市	この事業は、共通ICカードの導入による公共交通の利用促進やICカード決済による商業の活性化及び交通結節点の強化を図るものであり、交通における環境負荷低減及び商業の活性化を図るために必要である。	○支援措置の内容 <u>地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通バリア解消促進等事業)</u> ○実施時期	

及び実施時期		位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	の事項
○事業名 【再掲】 1. 豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業 ○事業内容 市街地再開発事業 地区面積約 1.6ha 建築面積約 5,400 m ² ○実施時期 平成 23 年度～平成 28 年度	豊田市駅前通り北地区市街地再開発（準備）組合	本事業は、商業店舗、アミューズメント施設、高齢者福祉施設及び住居棟の整備が予定されている。スタジアムアベニューの形成に向けて実施してきた駅周辺再開発の一環であり、市街地の整備改善、都市機能の集約、まちなか居住の推進など図るために必要である。 なお、この事業は歩行者通行量及び居住人口の増加に寄与する。		他の章に係る支援措置は別途記載
○事業名 24. 商業・サービス機能誘致奨励事業				
○事業名 25. まちなかオフィス等誘致・新規雇用促進事業				
○事業名 26. NPO等連携事業				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 法に定める特別の措置に関する事業 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 略
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 略
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 29. 基幹バス路線運行事業				
○事業名 30. 共通ICカード導入事業 ○事業内容 おいでんバスで利用できる共通ICカードの導入	豊田市	この事業は、共通ICカードの導入による公共交通の利用促進やICカード決済による商業の活性化及び交通結節点の強化を図るものであり、交通における環境負荷低減及び商業の活性化を図るために必要である。	○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(街路事業、道路事業と一体の効果促進事業) ○実施時期	

○実施時期 平成 25 年度～		なお、この事業は間接的に歩行者通行量、居住人口に寄与する。	平成 27 年度	
○事業名 27. ゾーン交通規制推進事業				

(4) 国の支援措置がないその他の事業 略
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
(1) 中心市街地活性化協議会の体制

豊田商工会議所と豊田まちづくり株式会社が共同設立者となって、平成18年10月10日に豊田市中心市街地活性化協議会を設立した。協議会の構成員は、都市機能の増進や経済活力の向上などに関わる各界の団体代表者及び地域代表者である。

本計画の策定に関しても、計4回の会議を開催し、意見の聴取と情報共有を図ってきた。また、計画の推進においても、適時協議会を開催し、事業進ちよくや目標指標の動向を確認するとともに、官民が連携して目標達成に必要な取組を展開していく。

(協議会の構成員) 略

(協議会開催経過)

区分	開催日	主な議題
第1回	H24. 5. 18	中心市街地の現状分析について 市民・商業者アンケート結果について 第1期計画の総括について 中心市街地活性化に向けた課題整理について
第2回	H24. 7. 24	第2期計画の目標設定について 重要課題に対応した施策展開について
第3回	H24. 10. 30	第2期計画素案について
第4回	H25. 1. 25	第2期計画最終案について
第5回	H 25. 5. 16	第2期計画事業の推進について
意見書	H26. 1. 31	第2期計画の変更について
第6回	H26. 5. 30	第2期計画の変更について
<u>意見書</u>	<u>H27. 1. 28</u>	<u>第2期計画の変更について</u>

- (2) 中心市街地活性化協議会専門部会による協議 略
(3) TCCM (豊田シティセンターマネジメント) 略
[3] 略

○実施時期 平成 25 年度～		なお、この事業は間接的に歩行者通行量、居住人口に寄与する。	平成 27 年度	
○事業名 27. ゾーン交通規制推進事業				

(4) 国の支援措置がないその他の事業 略
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
(1) 中心市街地活性化協議会の体制

豊田商工会議所と豊田まちづくり株式会社が共同設立者となって、平成18年10月10日に豊田市中心市街地活性化協議会を設立した。協議会の構成員は、都市機能の増進や経済活力の向上などに関わる各界の団体代表者及び地域代表者である。

本計画の策定に関しても、計4回の会議を開催し、意見の聴取と情報共有を図ってきた。また、計画の推進においても、適時協議会を開催し、事業進ちよくや目標指標の動向を確認するとともに、官民が連携して目標達成に必要な取組を展開していく。

(協議会の構成員) 略

(協議会開催経過)

区分	開催日	主な議題
第1回	H24. 5. 18	中心市街地の現状分析について 市民・商業者アンケート結果について 第1期計画の総括について 中心市街地活性化に向けた課題整理について
第2回	H24. 7. 24	第2期計画の目標設定について 重要課題に対応した施策展開について
第3回	H24. 10. 30	第2期計画素案について
第4回	H25. 1. 25	第2期計画最終案について
第5回	H 25. 5. 16	第2期計画事業の推進について
意見書	H26. 1. 31	第2期計画の変更について
第6回	H26. 5. 30	第2期計画の変更について

- (2) 中心市街地活性化協議会専門部会による協議 略
(3) TCCM (豊田シティセンターマネジメント) 略
[3] 略